

平成28年度 社会福祉法人伊東市社会福祉協議会 事業計画

基　本　方　針

今日、少子高齢化による人口減少、家族機能や地域でのつながりが脆弱化する中、認知症高齢者、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加、さらに経済的困窮に加え社会的な孤立を背景とする生活に困窮する課題が顕在化しています。

また、住民が抱える生活問題が広がり、多様化する中、改正介護保険における地域包括ケアシステムの推進、生活困窮者自立支援制度はじめ子ども・子育て支援、障害者福祉に関する法・制度の諸改革が行なわれ、新たな地域課題解決のために既存事業の充実・強化とともに社会福祉法人の公益活動の更なる充実強化が求められています。

そのために本会は、住民の地域課題の発見と気づきを促し、助け合い、見守りや支え合いといった地域の相互扶助の力とともに、行政や専門機関、社会福祉法人等と協働する仕組みを構築し、地域づくりに取り組むとともに新保健福祉施設の指定管理者選定に向けた準備を進めます。

本年度も「地域をつなぐ糸の再構築」を基本目標とする地域福祉活動計画の着実な推進を図り、次の重点目標を掲げ、住民はじめ行政や地域のあらゆる団体・関係機関の参加及び協力を得て、事業に取り組みます。

重点目標

- 1 地域のつながりの構築
- 2 民間福祉事業者と市民活動のつながりの構築
- 3 市民の福祉力の構築
- 4 社会福祉協議会活動の安定的な推進を図る財源確保

1 法人運営事業

(1)社会福祉協議会の組織及び財政基盤の強化

会費制度は、社協事業を進めるための重要な財源であるとともに地域福祉推進の参加と協力が得られるように本会活動の理解を広め、会員の増強を図ります。

- ①普通会費（市民会費、ボランティア会費、福祉団体会費、施設事業所会費）
- ②賛助会員（市民賛助会費、法人等賛助会費）

(2)善意銀行の運営

市民や企業等からの社会貢献活動などによる寄附を受け入れ、地域福祉推進のための本会事業の財源とします。

(3) 収益事業の運営

法人の基盤強化のため市内公共施設13か所に清涼飲料水の自動販売機18台を設置し、その収益を地域福祉事業の財源に充てます。

(4) 理事会・評議員会・共同募金会の開催

理事会（年4回）、評議員会（年3回）、共同募金会（年5回）

(5) 社会福祉法人・NPO法人との連絡調整（連絡会の開催）

市内社会福祉法人及び福祉事業を経営するNPO法人との情報交換を目的した連絡会を開催し、地域での協働活動や公益活動の充実を進めます。

(6) 子育て支援事業者連絡会の開催

市内民間保育園はじめ子育て支援に係る事業者による地域の子育て・親支援を含めて、課題を共有し、解決に向けて協働の場づくりを進めます。

(7) 苦情解決第三者委員会の開催（年1回以上）

本会の提供するサービスの苦情・要望・意見等について、第三者委員による助言指導を受けて、苦情の解決及びサービスの質の向上を図ります。

(8) 職員研修の充実

地域福祉推進及諸制度改正の研修会又は資格取得のための講習会へ職員を派遣し、専門性の向上と法人職員としての高い倫理観を持つ人材の育成を図ります。

2 地域福祉推進事業

住民相互に支え合う地域福祉推進のためにボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを把握し、ボランティア活動に参加できる体制の整備を図ります。

ボランティアセンターはボランティア活動希望者とボランティアニーズを調整することを主目的として、福祉教育、ボランティアの育成、ボランティア相互並びに社会福祉施設、障害者団体との協働の場を作り、ボランティア活動を行う個人・団体への支援を図るため、次の事業を実施します。

(1) 地域福祉の推進

地域における福祉課題の解決に向けて、住民組織はじめ行政、関係団体との協働活動を通して、住民が主体的に支え合う仕組みづくりを目的に、地域の人たちのつながりを深める居場所づくりや見守り活動の推進を図ります。

(2) ボランティアセンター事業の充実とボランティア活動の推進

①ボランティア会員登録の強化（ボランティア会員）

②ボランティア講座・研修の開催

③ボランティア推進会議の開催

④ボランティアビューロー（連絡会）の開催

⑤ボランティア保険の加入促進

⑥車いすリフト付自動車清流号の運行

(3) 災害ボランティア育成事業

自然災害時のボランティア活動の調整・センター運営のための連携を図ります。

①災害ボランティア連絡会

②災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

(4) 東日本大震災ほか被災地への支援

被災地の復興支援のためのニーズの情報収集、市民及び災害ボランティアへの情報提供を通して、募金活動等の人的物的支援活動へ取り組みます。

(5) 福祉教育の推進

- ①ボランティア体験学習（ボランティア入門講座、ステップアップ講座）
- ②地域ボランティアの育成・支援（ボランティア活動団体の連絡会、相談）
- ③障害福祉体験学習（市委託事業）
- ④街づくりプロジェクト事業（バリアフリー一点検事業）
- ⑤福祉教育懇話会の開催（教育現場と福祉施設の連絡会）
- ⑥福祉教育資材の貸出並びに情報提供

(6) 福祉啓発の推進

福祉についての理解と関心を高め、住民参加を図るために情報提供並びに啓発活動を推進します。

- ①ふれあい広場の開催
- ②伊東市社会福祉大会の開催
- ③社協だよりの発行（年4回）
- ④ホームページによる情報提供
- ⑤静岡県健康福祉大会への参加

3 在宅福祉推進事業

(1) ひとり暮らし高齢者楽しみ会の実施

単身高齢者世帯の閉じこもり予防のための介護予防的事業や社会的な孤立と孤独感の解消を図ります。

(2) ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業

地域包括支援センター、民生児童委員、ボランティア等と連携し、住民参加により地域の高齢者等が孤立しないように見守り、支えるためのネットワークづくりを進めます。

(3) 総合相談及び心配ごと相談所の運営

市民の日常生活の様々な相談に応じ、問題解決のための助言や関係機関との連絡調整等の相談事業を運営します。

(4) 無料法律相談の開催

毎月第2・第4火曜日に静岡県弁護士会沼津支部の協力により弁護士による法律相談を開催します。

4 受 託 事 業

(1) 保健福祉センター（老人福祉施設）の管理・経営（平成28年度）

(2) 介護予防拠点施設シニアプラザ湯川・くすみの管理・経営（平成24年度～平成28年度）

[(1)、(2)は指定管理者事業]

- (3) 介護予防普及啓発事業の受託運営（一次及び二次予防教室の開催）
- (4) 伊東市ファミリーサポート事業の受託運営（子育て支援事業）
- (5) 介護予防・生きがい活動支援事業（シニアプラザ桜木の取り壊しによる代替え事業）

5 伊東地域包括支援センター及び分室の受託運営等 [市委託事業]

地域ケアにおける総合的な相談支援、マネジメントを担う中核機関として、社会福祉士、保健師・看護師、主任介護支援専門員といった専門職を配置し、地域に総合的・重層的なサービスネットワークを構築することを基盤として、以下の業務を包括的に行い、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

- (1) 総合相談支援・権利擁護
- (2) 介護予防ケアマネジメント
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (4) 地域ケア支援ネットワーク事業
- (5) 広野分室でのサロン（しゃべりば和み）の事業運営

6 公益事業

(1) 中央地域包括支援センターへの職員派遣事業

市が運営する中央地域包括支援センターへの専門職3名（主任介護支援専門員、介護支援専門員）を派遣し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

(2) 在宅医療介護連携・認知症総合支援事業への職員派遣事業 [新規事業]

地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携及び認知症高齢者の安心して暮らせる街づくり事業への職員（医療職1名）を派遣し、地域包括ケア推進を図ります。

7 日常生活自立支援事業の受託運営 [県社協委託事業]

判断能力が不充分な認知症高齢者のほか、障害のある人への福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを通して、関係機関とのネットワークを図り生活支援を行ないます。

- (1) 専門員及び生活支援員の設置
- (2) 関係諸会議及び研修会への参加
 - ①生活支援専門員会議
 - ②生活支援員研修会
 - ③契約締結審査会への資料提出と出席
- (3) 相談及び訪問調査並びに申請受付
 - ①支援計画の策定
 - ②契約締結業務

8 生活困窮者自立支援事業の受託 (市委託事業)

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、経済的困窮に加え、社会的孤立の状態にある生活に困窮している人が生活保護に陥ることのないように早期かつ包括的に相談を受け、その人の抱える問題に対応した支援につなげます。

相談窓口を市庁舎内（社会福祉課）に設置、主任相談支援員及び相談支援員の2名を配置し、関係機関と連携を図り実施します。

9 生活支援サービス推進事業（仮称）【新規事業・市委託事業】

平成27年度介護保険制度の改正において、要支援者へ地域支援事業として、高齢者を地域で支える仕組みづくりや助け合い活動などによる生活支援サービスを平成29年4月の実施を目指し、生活支援コーディネーターを配置して、行政はじめ地域包括支援センター、社会福祉法人、事業者、ボランティア等の多様な扱い手による生活支援サービスの提供を体制づくりに取り組みます。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事 業 | ①地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の状況の把握
②生活支援サービスの扱い手の育成と活動支援
③地域関係者及び関係機関とのネットワークづくり
④市が設置する協議体への運営協力 |
| (2) 配置職員数 | 1名 |

10 共同募金配分事業

共同募金運動や歳末助け合い運動の配分金により地域福祉事業、低所得者等要援護者への支援を行います。

- | | | |
|-------------------|----------------|------------------|
| (1) 老人福祉活動事業 | ①在宅ねたきり老人援護事業 | ②老人クラブ連合会助成事業 |
| (2) 障害児・者福祉活動事業 | ①在宅障害児者援護事業 | ②障害児者当事者団体への助成事業 |
| (3) 児童・青少年福祉活動事業 | ①児童健全育成助成事業 | ②子どもの遊び場助成事業 |
| | ③青少年福祉活動団体助成事業 | ④交通遺児援護事業 |
| (4) 福祉団体育成・生活支援事業 | ①福祉団体助成事業 | ②歳末生活困窮世帯援護事業 |
| | ③災害見舞金支給事業 | ④緊急食糧配付事業 |

11 福祉資金貸付金事業

他機関からの借り入れが困難な低所得世帯を対象に、世帯の経済的自立支援を目的にして、民生委員児童委員と連携を図りながら、相談援助と自立に必要な資金の貸付を行います。

- | |
|------------------------------|
| (1) 応急貸付資金貸付事業（一時的な生活資金の貸付け） |
| (2) 高額療養費資金貸付事業（医療費の貸付け） |

(3) 生活福祉資金貸付事業

[県社協委託]

- ①総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- ②福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- ③教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- ④不動産担保型生活資金

(4) 臨時特例つなぎ資金貸付事業（公的制度利用までの貸付け） [県社協委託]

12 指定訪問介護事業

要介護高齢者等に対し、自立支援を目的に家事・介護の福祉サービスを提供します。また、要支援高齢者へは、要介護状態に陥らないように介護予防に配慮したサービスを提供します。

(1) 指定訪問介護事業の運営

(2) 介護予防訪問介護事業の運営

13 居宅介護支援事業

介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、自立支援のための福祉サービスが利用できるようにケアプランを作成します。

(1) 指定居宅介護支援事業の運営

(2) 介護予防計画作成の受託

(3) 要介護認定調査の受託

14 指定訪問入浴介護事業

(1) 指定訪問入浴事業の運営

介護保険制度に基づき、入浴車輌により自宅へ移動用簡易浴槽を持ち込み、本人の身体状況に合った入浴介助をすることにより、自立支援を行ないます。

(2) 介護予防訪問入浴介護事業

介護認定の要支援1、2の認定者への訪問入浴サービスの提供。

(3) 障害者訪問入浴事業の受託

65歳未満の障がい者へ自宅で移動用簡易浴槽を持ち込み、本人の身体状況に合った入浴介助をすることにより、自立支援を行ないます。

15 福祉用具貸与事業

(1) 指定福祉用具貸与事業の運営

介護保険制度に基づく指定された福祉用具の中から、本人の身体状況や環境等に合った福祉用具を貸与することにより、自立支援を行ないます。

(2) 介護予防福祉用具事業

介護保険制度に基づく要支援高齢者へ要介護状態に陥らないように介護予防機器（歩行補助具等）を貸与します。

(3) 身体障害者福祉用具貸与事業の運営

介護保険に該当しない高齢者や障害のある人、また病気や怪我をした人など福祉機器の使用を必要とする方へ福祉機器（車イス、ポータブルトイレ）を無料で貸与します。

16 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法の指定障害福祉サービス事業者として、支給決定を受けた障害のある人に対し、利用者主体のサービスを提供するとともに地域で自立して生活できるように家事や外出時の介護などの日常生活支援を行ないます。

- (1)居宅介護事業
- (3)重度訪問介護事業
- (5)同行援護事業

- (2)行動援護事業
- (4)移動支援事業（地域支援事業）

17 そ の 他

地域の福祉力を図るための関係機関・団体との協働事業並びに地域福祉推進を目的とした研究的又は緊急的事業の実施。

- (1)伊東市介護保険事業者連絡協議会事務局の運営
- (2)伊東市戦没殉難者慰靈祭への運営協力